

高潮警報・注意報の暫定基準の適用終了及び新たな基準の適用について

水戸地方気象台は、令和7年5月29日より、大洗町の高潮警報・注意報について暫定基準の適用を終了し、新たな基準による運用を開始します。

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の影響による防潮施設の地盤沈下等により、高潮に対して脆弱な状態となったため、高潮警報・注意報の発表基準を暫定的に引き下げた暫定基準を適用して運用してきました。

今般、防潮施設の復旧工事が完了したことから、該当地域において暫定基準による運用を終了し、復旧工事完了後の防潮施設の整備状況に基づいた新たな基準により運用することとしました。

これにより、茨城県内の市町村における高潮警報・注意報の発表基準は全て通常基準となります。

1 基準変更日時

令和7年5月29日（木）13時

2 基準を変更する市町村

大洗町

3 基準を変更する市町村の高潮警報・注意報の基準一覧

市町村等	新たに設定した基準(潮位:m)		現行の暫定基準(潮位:m)	
	警報	注意報	警報	注意報
大洗町	1.5	1.0	1.2	0.7

本件の問い合わせ先： 水戸地方気象台 担当 竹内、船山
電話：029-224-1106